

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後 6 カ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後 1 カ月以内に退職した場合 50%
- (2) 入社後 1 カ月超 3 カ月以内に退職した場合 25%
- (3) 入社後 3 カ月超 6 カ月以内に退職した場合 5%

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。